

筑紫野市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、筑紫野市地域公共交通会議規約（平成27年10月2日施行）第17条の規定に基づき、筑紫野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長と事務局員を置く。

- 2 事務局長は、筑紫野市企画政策部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、筑紫野市企画政策部企画政策課の職員をもって充てる。

(事務の専決)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項についてはこの限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 交通会議の開催及び運営に関すること
- (3) 事務局の運営に必要な物品の購入に関すること
- (4) 物品及び現金の出納に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、発送、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、筑紫野市において定められている文書の取り扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 公印は、次のとおりとする。

名称	形状	寸法	書体	用途	個数	管守者
筑紫野市地域公共交通会議 会長之印	正方形	1辺 25ミリメートル		交通会議会長名 をもって処理する 公文書用	1	企画政策課長

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、筑紫野市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月31日から施行する。